

ポイント

時代の変化に即しルールの透明性を向上
契約ルールの視点は消費者保護に限らず
内容はやや保守的で今後の運用が重要に

松岡 久和 京都大学教授

今年10日、法制審議会民法(債権関係)部会が5年あまりの審議を経て、民法改正の要綱案を決定した。契約に関する規定は制定以来、実質的な改正がほとんどなく、今回は約200項目に及び、約120年ぶりの大改正である。

これまで改正せずにすんだのは、裁判所による規定の柔軟な解釈運用で新しいルール(判例準則)がくみられ、時代の要請に巧みに応じてきたからである。しかし、判例準則は民法の規定を読んでもわ

経済教室

からない。規定自体が難解・不合理な場合もある。制定時に想定しなかった事態には、規定自体が欠けている。

(一)こうした問題点を総点検し、社会・経済の変化に対応し、国民にわかりやすいルールを透明性を高めることが、改正の中心的な趣意である。判例準則を取り込む改正は従来のルールからの実質的な変更はない。注意が必要なのは、ルール自体を変えざるを得ない。以下では大きなトピックを4つ取り上げる。

第一に、金銭の支払いを求める権利などの債権の消滅時効に関する改正である。原則的な消滅時効期間は現行の民法では10年、企業間取引など商法では5年である。さらに

民法改正 商取引に変化も



効もある。しかし、これらの区分は歴史的な理由によるもので、合理的な理由がない。複雑多岐な期間の存在が債権の管理を困難にしている。時効期間の単純化には当初

れた場合の損害賠償債権の時効は、契約から生じれば10年、不法行為から生じれば3年または20年である。生命・身体は厚く保護されるべきであり、契約の有無で期間が異なるのも適当でないため、改正案は5年または20年とした。消費者に関する取引で、従来1〜3年で完了した債権の保管期間が5年以上延びるのは要注意である。支払いの4〜5年後になって、取引記録の保有者が債権を譲り

時効や保証に留意点

「消費者保護」の評価は疑問

受けたと称する悪徳業者が、支払いを重ねて請求しては恐れがあるからである。この点への対処は、消費者法の改正に期待した。

第二に、法定利率である。利息や遅延損害金の利率を契約で定めなければ、法定利率が適用される。現行法では年5%、商法では年6%の固定制である。これは高インフレであった20年前の状況から賛成が多かった。しかし世界的な期間短縮の方向を重視すべきとの意見と債権者の保護に配慮すべきとの意見が対立した。改正案は、債権者が履行請求や損害賠償請求などの権利行使の遅延を知らなくとも客観的に権利行使のできる時から10年という二重の時効期間を設けた。この規定によれば契約から生じる債権の多くは5年で消滅する。新たに例外も設定された。

Table with 2 columns: 現行の問題 (Current issues) and 変更の要点 (Key changes). Rows include 債権の消滅時効期間 (Limitation period for claims), 金利 (Interest), 保証 (Guarantee), and 定型約款 (Standard terms).

返済前提としており、現在の低金利にそぐわない。また、例えば事故の被害者が、働いていなければ得られた給与など将来生じるはずの損害について賠償金や保険金を請求する。賠償金の計算に引かれて金額が大きく目減りし、被害者救済の面で問題がある。

広く理解されていた。しかし、法定利率が頻繁に変動すれば煩雑すぎて対応が困難になるとか、同程度の損害を受けた人の受け取る賠償金や保険金が時期によって大きく異なるに公平でない、などの理由で改正には反対も多かった。

第三に、債務の個人保証である。個人保証人が予想外の多額の保証債務の支払いによって生活の破綻に陥ることが社会問題となっており、禁止を求める意見が多かった。他方で保証契約は、担保を設定できる不動産を持たない債務者が融資を受けるために重要な役割を果たしている。そのため、一律の禁止は融資を受ける機会を失わせることにならざるを得ない。

また、貸す側ではなく借りる側から強く望まれたからであるが、経営者の配偶者が行う保証がこの例外の中に残ってしまった。配偶者保証が問題だとする多くの外国法制との比較で課題を残した。第四に、約款に関する規定である。これは大量の取引を行う者が契約内容をあらかじめ

不特定の債務を保証する根拠保証については、現行法の資金等根保証の規律を個人が根拠保証をする場合に拡大し、責任の限度額を定めなければならない。事業のために負担した債務を保証する場合には、根保証でなくても保証人のところで慎重な手続きを採らない限り無効とする。手間と費用がかかり個人保証の抑制効果が見込まれる。経営者が自ら経営する会社の債務を保証する場合は迅速に融資を受ける必要性も考慮し、この手続きを要しない。

ただし、貸す側ではなく借りる側から強く望まれたからであるが、経営者の配偶者が行う保証がこの例外の中に残ってしまった。配偶者保証が問題だとする多くの外国法制との比較で課題を残した。第四に、約款に関する規定である。これは大量の取引を行う者が契約内容をあらかじめ

め定めた定型的な条項を指し、運送・保険など現代の取引で多用されている。しかし、契約の相手方が、内容をあらかじめ知る機会を奪うに十分な約款に縛られる根拠は明らかでない。また、約款作成者が自己都合で内容を盛り込むことがあり、相手方はトランプに似た約款に従えと主張され、不利益を受ける。とりわけインターネット取引の約款で問題が多発している。しかし現行法には規定がなく、世界の多くの国に比べて遅れている。

民法に約款規制を設けると事業者間取引に混乱や停滞を招くおそれがあるなどとして、経済界の一部が強く反対し、改正案は当初に比べてかなり緩い内容となった。まず対象は、契約の新型など交渉による変更の余地のあるものを除き「定型取引」に

た。次に定型取引を行う公認と定型約款を契約内容とする旨の合意が事前表示があれば、個々の条項をも契約内容としたものと扱うとして、定型約款の拘束力を明示した。一方、信義則に反し相手方の利益を一方的に害する事項は契約内容とならないとして、不当な条項には拘束力が生じないことも明らかにした。他の法律との整合性などの問題も指摘され、根拠と限界を明示するところには一定の意義があるといえよう。

マスコミの多くは、今回の改正が消費者保護を重視したと報じている。しかし、これは誤解を招くものがある。すべての個人が消費者としての性格を持つことを考えると、民法に消費者保護の観点で規定を設けるのはありうる選択肢だった。しかし民法は事業者間や個人間にも適用される基本ルールだから消費者保護は消費者法に譲るべきだとする反対意見が強かった。

消費者保護の強化を主張する者も、民法に消費者保護規定を置くことが困難になると反対した。そのため改正案は消費者保護の観点からでない基本ルール整備を内容とする。改正案は、中間試案から15%ほど項目が減った。全会一致の伝統により強い反対があった。一致が得られる見込みが乏しい改正提案は、次第に脱落していった。それでも粘り強い議論によって多数の改正に意見の一致をみたことは、高く評価されよう。

一方、現行法が制定時に世界最先端の規定を誇ったことに比べると、やや保守的な内容である。一致が得られなかった問題の解決は、引き続き裁判所の解釈運用が、今後の民法の再改正や特別法の改正に委ねられることになる。